

【藤枝市】
ネットワーク整備計画

本計画は、文部科学省「学校ネットワークの現状について（通知）」令和6年4月26日付け通知（6初情教第2号）に基づき、市内公立小中学校のネットワーク状況を把握し、今後の対応について検討するものである。

1 学校規模ごとの当面の推奨帯域

前述の通知により、児童生徒数に応じ当面の推奨帯域が定められている。

例：児童生徒数 12人→当面の推奨帯域 22Mbps

児童生徒数1,400人→当面の推奨帯域 834Mbps

2 測定方法

- ① 児童生徒が使用するネットワークの無線アクセスポイントに、学校にある一人一台端末を接続し、帯域測定サイトにアクセスして測定を行い、測定結果に1.4を乗じた値をネットワーク入口の帯域（仮定）とする。（同時接続数は問わない）
- ② ①が国の推奨帯域に達していない学校においては、ネットワーク入口において、直接速度を測定する。

なお、測定にあっては一人一台端末保守事業者の協力を仰ぎ、令和6年7月から8月にかけて実施した。

3 測定結果

- ・必要なネットワーク速度が確保できている公立小中学校数 27校／27校
 - ・総学校数における割合 100%
- ⇒全校で必要な通信速度を確保している。

4 今後の対応について

- ・令和7年度の一人一台端末更新にあたりLTE機能を有するものを導入し、運用開始となる令和8年度からはモバイルネットワークを利用した通信環境とする。